



ナースセンターって？

看護師等の人材確保に関する法律に基づき、徳島県知事の指定を受けて、**徳島県看護協会**が運営しています。

主な活動

- 就職活動のサポートや相談
- 就職相談会、求職者相談会
- 看護職を目指す方への進路説明
- 看護の心・魅力発信（看護の日・看護週間イベント、ふれあい看護体験、看護の出前授業等）
- 復職支援（ブランクがあり不安がある方をサポートします）

看護の現場はあなたを必要としています。
ライフスタイルにあった働き方を見つけましょう！



●●●●● 利用のご案内 ●●●●●

利用日 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)

受付時間 9:00～12:00
13:00～16:00

ナースセンターは
看護職のサポーター

きっとお役に立ちます！
お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせは

公益社団法人 徳島県看護協会 徳島県ナースセンター

〒770-0003 徳島市北田宮1丁目329-18
TEL: 088-631-5544
FAX: 088-632-1084
E-mail: tokushima@nurse-center.net



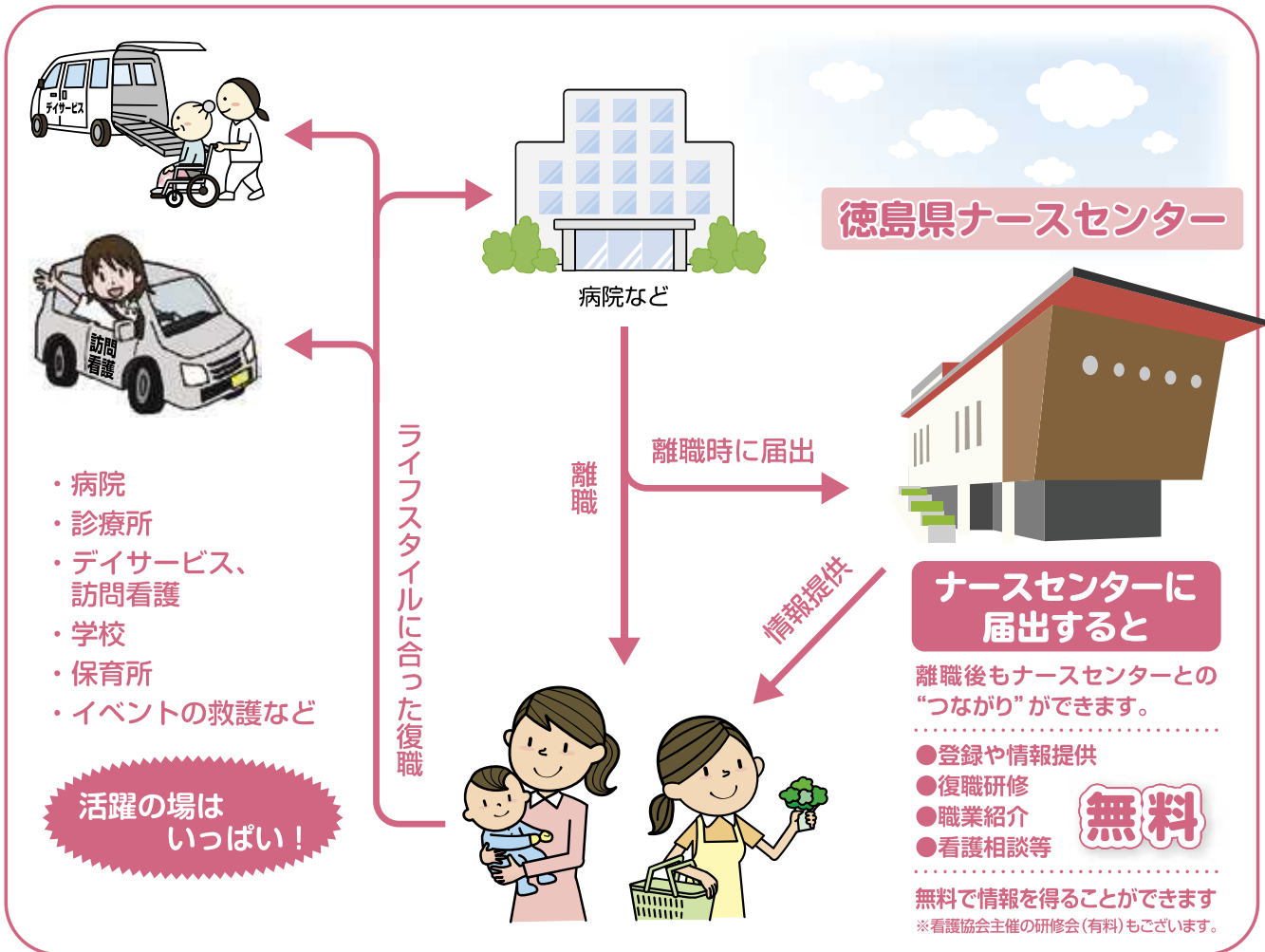
(スマートフォン対応)





離職時には ナースセンターに届け出を!!

看護職は離職時等にナースセンターへの届け出が努力義務になっています



※改正された看護職等の人材確保の促進に関する法律の関連条文（看護師等の離職時の届け出等）

第十六条の三 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省で定める事項を、厚生労働省で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 看護師等は、前項の規定より届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届け出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。